

会社設立 公証人手続き調査へ

定款認証 面談なしオンライン化探る

■行政手続きの規制緩和をめぐる 主な動き

2019年3月	起業を促すべく公証人による定款認証がオンラインでも可能に
2020年1月	法人設立に必要な手続きをオンライン申請できるワンストップサービス開始
4月	コロナ禍を受けて初診からオンライン診療ができるように
11月	当時の河野太郎行政改革相が約1万5千ある行政手続きの99%について押印廃止を発表
2021年6月	政府の規制改革推進会議が約2万2千ある行政手続きの98%をおよそ5年以内にオンライン化する答申をまとめる
9月	デジタル庁が発足。マイナンバーカードの活用などに取り組む
2022年1月	公証人による定款認証の手数料を一律5万円から3万~5万円に引き下げ

政府は公証人による会社設立の手続きについて実態調査に乗り出す。いまは経営者が公証人と面談し、会社の基本ルールである定款の認証を受けることになっている。公証人との面談が形式的になっており必要ないのではないか、という意見が一部から出ていた。政府は調査結果をふまえ、面談がなくてもオンラインで手続きできるかどうかを含め、制度の見直しも検討する。

政府の規制改革推進会議の作業部会が4月14日にあり、出席した企業関係者が知人から聞いた話に言及した。「会社設立の際に公証人とは会わずに定款の認証を受けた」などと報告した。定款は事業目的などを定めた会社の基本ルールだ。

公証人は認証にあたり、経営者と会うことが義務づけられている。会社が不正な目的で設立されることなどを防ぐためだとされる。関係者によると、都内のある経営者が会社を設立する際、東京都内の公証役場を今年2月に訪れた。受付

で事務員と書類のやりとりをして、公証人の名前と押印のある書類を渡された。公証人とは顔を合わせなかったという。経営者は取材に「起業は定款認証からすべてが始まる。面前の手続きがいらないのならオンラインですべて早くできるようにしてほしい」と話す。

法務省の担当者は「指摘のあった公証役場について東京法務局が事実関係を調べている。その結果が出てから適切な対応を考えた」としている。都内の公証役場側は取材に「調査中でコメントできない」とした。

認証制度をめぐっては、時間がかかり手数料も負担になるとの主張が経済界にある。日本公証人連合会の2019年の調査によると、かかる平均時間は2時間18分だった。

会社設立手続きのオンライン化を進める政府の4年前の検討会でも、認証制度は「撤廃すべきだ」との意見が出た。オンラインの

仕組みは導入されたが、経営者と公証人は直接会うかオンライン上で面談する決まりだ。政府は公証人や経営者らへの聞き取りをして現場の状況を把握し、見直しの方向性を探る。

公証人は定款を認証したり、遺言状をつくったりする公務員で、裁判官や検察官を辞めた人が大半だ。全国に公証人は約5000人、公証役場は約2900ある。役場によっては高額な収入が見込めることもあり、事実上の「天下り先」になっているとの見方もある。(編集委員・堀籠俊材)